

インフルエンザに関するガイドライン

2017年11月23日
仲良しスポーツ少年団

インフルエンザが流行し始める季節になりました。当団でも近隣小学校のガイダンスに倣い、インフルエンザにかかった場合の出席停止期間を以下のように定めます。

発症（発熱）後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

他団員（指導者・保護者）への感染の蔓延を防ぐためにも、以下の例を参考にして練習を含む団行事への出席を控えていただくよう、お願いいたします。

<例1> 発症後2日目に解熱した場合 → 発症後5日を経過した後までが出席停止

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症(発熱)	-----	▶ 解熱	解熱後1日	解熱後2日	出席不可	出席可	

解熱後2日経過したが発症から5日を経過していない

<例2> 発症後4日目に解熱した場合 → 解熱後2日を経過した後までが出席停止

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症(発熱)	-----	-----	-----	▶ 解熱	解熱後1日	解熱後2日	出席可

発症後5日を経過したが解熱後2日を経過していない

抗インフルエンザ薬の効果により、投薬後早めに熱が下がるようになりました。しかし、インフルエンザウィルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても再び発熱する場合があります。蔓延を防ぐためにも、出席停止期間に従い休養してください。

以上